

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

移転価格税制に係る文書化制度の整備

《内容》

平成28年度税制改正により、措置法等の一部が改正され、移転価格税制に係る文書化制度が整備されたと聞きましたが、その改正の概要、背景及び理由等を教えてください。

『答』

平成28年度税制改正において、多国籍企業の透明性を高めることを目的として、多国籍企業グループに対して、ローカルファイル、マスターファイル及び国別報告書の3種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供することが義務付けられました。

(解説)

- 1 平成28年度税制改正において、「OECD/G20BEPSプロジェクト」の勧告を踏まえ、多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化制度）の整備が行われました。

このBEPSプロジェクトは、公正な競争条件（Level Playing Field）という考え方の下、多国籍企業が国際課税のルールと世界経済及び活動実態とのずれを利用して課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことがないよう、多国籍企業の透明性を高めるとともに、各国の税制や国際課税ルールを現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう再構築する取組です。

国際課税ルールの見直しにより、国際課税ルールと活動実態のずれを利用する多国籍企業とこのようなずれを利用していない多国籍企業の公正な競争条件が確保されることが期待されています。

多国籍企業のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、多国籍企業の透明性を高めることを目的として、多国籍企業グループに対して、ローカルファイル、マスターファイル及び国別報告書の3種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供することを義務付けるというものです。

- 2 移転価格税制に係る文書化制度の整備の概要等は次の通りです。

- (1) 独立企業間価格を算定するために必要な書類（ローカルファイル）

この書類は、個々の関連者間取引に関する詳細な情報を提供し、特定の取引に関する財務情報、比較可能性分析、最適な移転価格算定手法の選定及び適用に関する情報を記載します。

調査対象法人が確定申告書の提出期限までに作成する義務がありますが、一定の少額取引（前期の取引合計額50億円未満、かつ、無形資産取引合計額3億円未満。※個々の国外関連者毎に判定）に

については、適用除外とされています。

(2) 国別報告書

これは、ハイレベルな移転価格リスク評価に有用な情報を提供し、多国籍企業グループの事業が行われる国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額等に関する情報を記載します。

内国法人である最終親会社等（あるいは、限定的な場面で、外国法人である最終親会社等の在日子会社又は在日PEを有する外国法人）が①最終親会社等が内国法人の場合には、最終親会社等の会計年度終了後1年以内に提供し、②最終親会社等が外国法人の場合には、原則として提供義務なし（情報交換により入手）あるいは、限定的な場面で子会社等に提供義務が課されます。

なお、連結グループ収入1,000億円未満の者については、適用除外となります。

(3) 事業概況報告事項（マスターファイル）

これは、税務当局が重要な移転価格リスクを特定できるよう、グループ全体の「青写真」を提供・多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況等に関する情報を記載し、グループの内国法人（又は在日PEを有する外国法人）が、最終親会社等の会計年度終了後1年以内に提供することになります。なお、連結グループ収入1,000億円未満者については、適用除外となります。

- 3 なお、これらの整備改正は、国別報告書及び事業概況報告事項（マスターファイル）については、平成28年4月1日以後に開始する最終親会計年度、ローカルファイルは平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。